

<p>百十五 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録</p>	<p>(二) 計量法第二百一十一条の二(認定)の認定特定計量証明事業者の認定(更新の認定を除く。)</p>	<p>認定件数</p> <p>を受けている者については 一万五千元 一件につき九万円</p>
<p>百十六 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録</p>	<p>半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二十八条第一項(登録機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百十七 特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定</p>	<p>(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第九条第一項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二(特定登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九万円</p>

<p>特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三条第一項（認定）の国外適合性評価事業の認定（更新の認定を除く。以下この号において単に「認定」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に認定を受けている者については、一万五千元）</p>
<p>百十八 前払式割賦販売業の許可、割賦購入あつせん業者の登録又は前払式特定取引業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>(一) 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第十一条（前払式割賦販売業の許可）の規定による前払式割賦販売の事業の許可</p> <p>(二) 割賦販売法第三十一条（割賦購入あつせん業者の登録）の登録割賦購入あつせん業者の登録</p> <p>(三) 割賦販売法第三十五条の三の二（前払式特定取引業の許可）の規定による前払式特定取引の事業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>百十九 フロン類破壊業者の許可</p> <p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十五条第一項（フロン類破壊業者の許可）の規定によるフロン類の破壊の事業の許可（更新の許可を除く。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

(注) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号) 第九条第一項(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項(速達性向上計画)の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。

(一) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 第三条第一項(許可)の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)

(二) 鉄道事業法第三十二条(許可)の索道事業の許可  
 許可件数 一件につき三万円

(三) 軌道法(大正十年法律第七十六号) 第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。)

特許件数 一件につき十五万円(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円

(四) 鉄道事業法第六十二条第一項(軌道からの変更)の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可(一)に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長すること

許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものに

			の許可で政令で定めるものを除く。		については、九万円)
百二十一	自動車道事業の免許				
	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四十七条第一項(免許)の自動車道事業の免許	免許件数	一件につき十五万円		
百二十二	高速道路の新設又は改築の許可				
	道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項(高速道路の新設又は改築)の規定による高速道路の新設又は改築の許可	許可件数	一件につき十五万円		
百二十三	自動車ターミナル事業の許可				
	自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条(事業の許可)の自動車ターミナル事業の許可	許可件数	一件につき九万円		
百二十四	優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録				
	(一) 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第九十四条第一項(優良自動車整備事業者の認定)の優良自動車整備事業者の認定				
	イ 道路運送車両法第四十八条第一項(定期点検整備)の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業(ロにおいて「点検	認定件数	一件につき九万円		

<p>付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの</p> <p>ロ 点検付随整備事業の一部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げる認定以外の認定</p> <p>〔二〕道路運送車両法第七条第四項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>認定件数</p> <p>認定件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき六万円</p> <p>一件につき三万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)第十条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。</p>		
<p>〔一〕道路運送法第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可</p> <p>ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可</p>	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき三万円(個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の許可で政令で定めるものについては、一</p>

<p>道路運送法第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）の規定による家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）</p>	許可件数	一件につき九万円
<p>百二十六 家用自動車の有償貸渡しの許可</p>	<p>(一) 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可 イ (一)イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの ロ (一)ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p> <p>(二) 道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可</p> <p>(四) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(五) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可</p>	<p>認可件数 一件につき一万五千元</p> <p>許可件数 一件につき三万円</p> <p>許可件数 一件につき十二万円</p> <p>許可件数 一件につき六万円</p>

百二十七 運河開設の免許

運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許

免許件数

一件につき十  
五万円

百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可

(一) 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）  
(二) 造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

許可件数

一件につき十  
五万円

許可件数

一件につき三  
万円

百二十九 小型船造船業者の登録

小型船造船業法（昭和四十一年法律第一百十九号）第四条（登録）の規定による小型船造船業者の登録

登録件数

一件につき九  
万円

百三十 船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録

<p>(一) 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p>	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については一万五千元）
<p>(二) 船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p>	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については一万五千元）
<p>(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(四) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(五) 船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(六) 船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(七) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>百三十一 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録</p>		



<p>(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p>	申請件数	一件につき九万円（既に一に掲げる認定を受けている者については一万五千元）
<p>(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p>	申請件数	一件につき九万円（既に二に掲げる認定を受けている者については一万五千元）
<p>(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項（事業の許可及び届出）の廃油処理事業の許可</p>	許可件数	一件につき十五万円
<p>(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(七) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（</p>	登録件数	一件につき九万円

<p>更新の登録を除く。）        (ハ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録        国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百三十三 船舶運航事業の許可        (一) 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）        (二) 海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（(一)の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百三十四 港湾運送事業の免許又は許可</p>		

<p>(一) 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許</p> <p>イ 一般港湾運送事業の免許</p> <p>ロ 港湾荷役事業の免許</p> <p>ハ はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許</p> <p>ニ 検数事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免許</p> <p>(二) 港湾運送事業法第二十二條の二第一項（特定港湾における一般港湾運送事業等）の規定による特定港湾における一般港湾運送事業等の許可</p> <p>イ 一般港湾運送事業の許可</p> <p>ロ 港湾荷役事業の許可</p> <p>ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可</p>	<p>免許件数</p> <p>免許件数</p> <p>免許件数</p> <p>免許件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき六万円</p> <p>一件につき三万円</p> <p>一件につき三万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき六万円</p> <p>一件につき三万円</p> <p>一件につき三万円</p>
<p>百三十五 内航海運業の登録</p> <p>内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録</p>		

<p>百三十八 飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る</p>	<p>船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項（船員派遣事業の許可）の船員派遣事業の許可（更新の許可を除く。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百三十七 船員派遣事業の許可</p>	<p>(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四 条第二項（海技免許講習の登録）の登 録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七 条の二第三項第三号（海技免状更新講 習の登録）の登録（更新の登録を除く 。）</p> <p>(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十 三条の二第一項（登録船舶職員養成施 設の登録）の登録（更新の登録を除く 。）</p> <p>(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二 十三条の十第一項（登録小型船舶教習 所の登録）の登録（更新の登録を除く 。）</p> <p>(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二 十三条の十一（操縦免許証更新講習の 登録）において準用する同法第七条の 二第三項第三号の登録（更新の登録を 除く。）</p> <p>(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を 改正する法律（平成三年法律第七十五 号）附則第三条（電子通信移行講習の 登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可

<p>(一) 航空法第三十八条第一項（飛行場又は航空保安施設の設置）の規定による飛行場又は航空保安施設の設置の許可 イ 飛行場の設置の許可</p>	許可件数	一件につき十 五万円
ロ 航空保安施設の設置の許可	許可件数	一件につき九 万円
<p>□ 航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p>	認定件数	一件につき九 万円
<p>○ 航空法第百条第一項（許可）の航空運送事業の許可</p>	許可件数	一件につき十 五万円
<p>四 航空法第百二十三条第一項（航空機使用事業の許可）の航空機使用事業の許可</p>	許可件数	一件につき九 万円
<p>五 航空法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可</p>	許可件数	一件につき十 五万円

百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可

(注) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第三十条第一項、第三項若しくは第九項（貨物利用運送事業法の特例）又は流通業務総合効率化促進法第九條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地整備改善活性化法第十六條第一項（特定事業計画の認定）の規定による特定事業計画の認定若しくは中心市街地整備改善活性化法第十七條第一項（特定事業計画の変更の認定）の規定による特定事業計画の変更の認定又は流通業務総

合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項又は第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。

<p>（一）貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>（二）貨物利用運送事業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号（登録の申請）の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（財務省令で定めるものに限る。）又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。）</p>	登録件数	一件につき一万五千元
<p>（三）貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可</p>	許可件数	一件につき十一万円
<p>（四）貨物利用運送事業法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）</p>	認可件数	一件につき二万円
<p>（五）貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>（六）貨物利用運送事業法第三十九条第一</p>	登録件数	一件につき一

<p>項（変更登録等）の変更登録（同法第四條第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）</p> <p>(七) 貨物利用運送事業法第四十五條第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可</p> <p>(八) 貨物利用運送事業法第四十六條第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）</p>	<p>許可件数</p> <p>認可件数</p>	<p>万五千元</p> <p>一件につき十 二万円</p> <p>一件につき二 万円</p>	
<p>百四十 倉庫業者の登録又は認定</p> <p>(注) 流通業務総合効率化促進法第八條（倉庫業法の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五條第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>	<p>(一) 倉庫業法第三條（登録）の倉庫業者の登録</p> <p>(二) 倉庫業法第七條第一項（変更登録等）の変更登録（倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）</p> <p>(三) 倉庫業法第二十五條（トランクルームの認定）の認定</p>	<p>登録件数</p> <p>倉庫の数</p> <p>トランクルームの数</p>	<p>一件につき九 万円</p> <p>一個につき三 万円</p> <p>一個につき一 万円</p>
<p>百四十一 ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録</p> <p>(一) 国際観光ホテル整備法（昭和二十四 年法律第二百七十九号）第三條（ホテ</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>	

<p>ルの登録)のホテルの登録</p> <p>(二) 国際観光ホテル整備法第十八条第一項(旅館の登録)の旅館の登録</p> <p>(三) 国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百四十二 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p> <p>(一) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)又は第六条の四第一項(変更登録)の規定による旅行業の登録又は変更登録(政令で定めるものに限る。)</p> <p>(二) 旅行業法第三条の規定による旅行業者代理業の登録(政令で定めるものに限る。)</p> <p>(三) 旅行業法第十二条の十一第一項(登録研修機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき一万五千元</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百四十三 予報業務の許可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録</p> <p>(一) 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可</p> <p>(二) 気象業務法第二十六条第一項(無線通信による資料の発表)の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可</p>	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>



<p>百四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録</p> <p>③ 気象業務法第三十二條の二第一項（測定能力の認定）の規定による認定測定者の認定</p> <p>④ 気象業務法第九條（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>認定件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百四十五 工場において製造する浄化槽の型式の認定</p> <p>① 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下（一）において同じ。）の許可（更新の許可及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がなされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。）</p> <p>イ 建設業法第三條第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可</p> <p>ロ 建設業法第三條第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可</p> <p>② 建設業法第二十六條第四項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>③ 建設業法第二十七條の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>

<p>百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録</p> <p>(一) 不動産の鑑定評価に関する法律第十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）又は同法第二十六條第一項第二号（登録換え）の登録</p>	<p>(一) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）</p> <p>(二) 浄化槽法第十三条第二項の規定による外国の工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）</p>
<p>登録件数</p>	<p>認定件数</p>
<p>一件につき九万円</p>	<p>一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている型式と重要でない部分のみが異なる場合の認定で政令で定めるものについては、一万五千円）</p>



<p>律第七十七号) 第三条第一項 (不動産特定共同事業の許可) の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可</p> <p>(二) 不動産特定共同事業法第九条第一項 (変更の認可) の規定により主務大臣がする変更の認可 (同法第五条第一項第六号 (許可の申請) の業務の種別の増加に係るものに限る。)</p>	<p>認可件数</p>	<p>五万円 一件につき三万円</p>
<p>百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録</p> <p>(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項 (登録) のマンション管理業者の登録 (更新の登録を除く。)</p> <p>(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条 (登録講習機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)</p> <p>(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項 (登録講習機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円 一件につき九万円</p>
<p>百五十二 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録</p> <p>(一) 測量法第五十五条第一項 (測量業者の登録) の測量業者の登録 (更新の登録及び同法第四十九条第一項 (測量士及び測量士補の登録) の測量士が受ける登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>